

法人組織再編成と外国子会社合算課税制度

独立研究者*

岡村 忠生

1 はじめに

本日のテーマは、「法人組織再編成と外国子会社合算課税制度」といたしました。重心は外国子会社合算課税制度（以下「CFC税制」といい、対象となる外国子会社を「CFC」といいます。）の方にあります。全体の内容を一言で申しますと、CFC税制による二重課税がどのように生じるかを分析し、その防止のための立法論とともに、納税者にできること、特に組織再編成を利用して可能なことを検討しよう、ということになります。

今日、外国に子会社を有する企業は、例外なく、CFC税制の適用を受ける、または、受けないように書類などを揃える、という負担の下にあります。CFC税制は、かつてはOpt-out可能でした。すなわち、平成4年度改正までは、ブラックリスト方式でしたから、そのような国に子会社を作らなければ、CFC税制のことは最初から考える必要はありませんでした。また、平成21年度改正までは、CFC税制の対象は留保所得でしたから、利益を配当してしまえば、



この税制の適用はありませんでした。配当すれば、回避できたのです。さらに、この制度の対象となる外国子会社は、平成29年度改正までは、特定外国子会社等と呼ばれていたもので、原則として事業実態のない会社でした。しかし、29年度改正で部分対象外国関係会社を対象に加えられました。部分対象外国関係会社というのは、それまでの特定外国子会社等には含まれないような会社、つまり、実態のある外国関係会社をいいます。もちろん、税負担割合や所得の内容などにより適用免除などがありますので、結果

* 京都大学名誉教授、長島・大野・常松法律事務所顧問

として適用範囲は改正前とそれほど変わらないのですが、その免除を得るために、相当の事務負担が生じるようになりました。

考えてみますと、平成21年度改正による外国子会社配当益金不算入制度は、国際的「非」課税のリスクを、2つの側面で増加させたといえるでしょう。ひとつは、損金算入配当の問題です。配当をする外国子会社が、その外国の制度により損金に算入される配当を日本の親会社に支払った場合、この制度の導入当初は、それでも日本は益金不算入としていました。各国の税制は、その国ごとに完結しているのだから、外国が配当をどのように扱っていても日本の制度は影響を受けない、という考え方に基づくものです。テリトリアル・システムの考え方を突き詰めれば、そのようなことになるのかもしれませんが、結果として国際的「非」課税が生じますので、BEPS問題への対応を進めている今日では、認められる考え方ではありません。そこで、損金算入配当は、平成28年度改正で益金不算入とされました。そして、支払国で損金に算入された配当は、経済的な実態のある活動に基づくものか否かを問わず、日本で課税を受けることになりました。

しかし、このとき積み残されたのが、外国子会社において課税を受けていない利益から行われた配当です。このような配当も、もし日本で益金不算入とされれば、二重非課税になります。しかし、平成28年度改正では、このような配当を益金不算入の範囲から除外することは行いませんでした。その理由はおそらく、配当原資の利益が非課税であったかどうかは、損金算入配当のように簡単に判断できないこと、非課税ではない軽課税をどう扱うかも問題となることなどから、こちらの問題はCFC税制の領域にあり、損金算入配当のような対応は適切ではないと考えられたためと推測されます。その背後では、BEPSとして問題となる課税権の侵害をど

う理解するかが、問われていました。この種の二重非課税、つまり、配当原資への非課税ないし軽課税と子会社配当益金不算入制度の結果として生じる二重非課税は、その後、Pillar2のミニマム課税により対処されることとなりますが、当時は、CFC税制の課題と考えられていたと思われます。CFC税制は、特にPillar2が具体化するまでに行われた改正の際、複雑で重い課題を課されていたということが出来ます。

さて、CFC税制の強化を謳ったBEPS Action3の2015年Final Reportは、CFC課税による二重課税問題も取り上げました¹。この問題は、それ以前からも指摘されていたのですが、Final Reportは、次の3つの場合を指摘しました。第1は、CFCに対する法人所得課税と、国内親会社に対するCFC課税です。これについては、各国とも間接外国税額控除により概ね解消しているとしています。ただし、日本では、CFCが日本に支店を設けて国内源泉所得を獲得した場合に二重課税が生じ、支店に対する日本の課税は外国税ではないため外国税額控除の対象とはならないことから、二重課税が生じることが問題とされました。これを扱った東京高判平成27年2月25日訟月61巻8号1627頁については後に触れますが、平成29年度改正による措法66条の7第4項で、立法による措置が行われました。

第2に、CFC課税の国際的重複による二重課税があげられます。これは、一番はっきりした国際的「二重」課税です。現状では、間接外国税額控除で排除できるかが問題で、次の2で検討します。

第3に、CFC課税が既に行われている所得からの配当や、課税済所得が留保されたことから生じる株式譲渡益に対する課税が指摘されています。このタイプの二重課税は、国内で通常の法人税が課された法人からの配当やその法人の株式譲渡益についても生じます。また、外国の通常の法人税でも生じます。OECDのこの報告

¹ OECD, Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, Action3 – 2015 Final Report, 65-69 (2015).

書の見方は、配当と株式譲渡益は、いずれも法人が獲得した利益から生じるのだから、二重課税の判断においても、同列に置こうというものです。ヨーロッパでは、このように論じられる傾向が強いと思います。これに対して、日本やアメリカの法人所得課税では、配当と株式譲渡益は別に論じられ、配当は全部または一部を益金不算入とするが、株式譲渡益は課税をするという扱いが定着しています。ただし、日本のCFC税制では、部分対象外国関係会社についてのみ、持分25%以上の株式の譲渡益が課税の対象から除外されています（措法66条の6第6項4号）。

組織再編税制は、この株式譲渡益（と、みなし配当）への課税を繰り延べる作用をします。さらに、平成30年度改正で、CFC税制において、一定の株式譲渡益を控除、つまり、非課税とする改正が行われました（措令39条の15第1項5

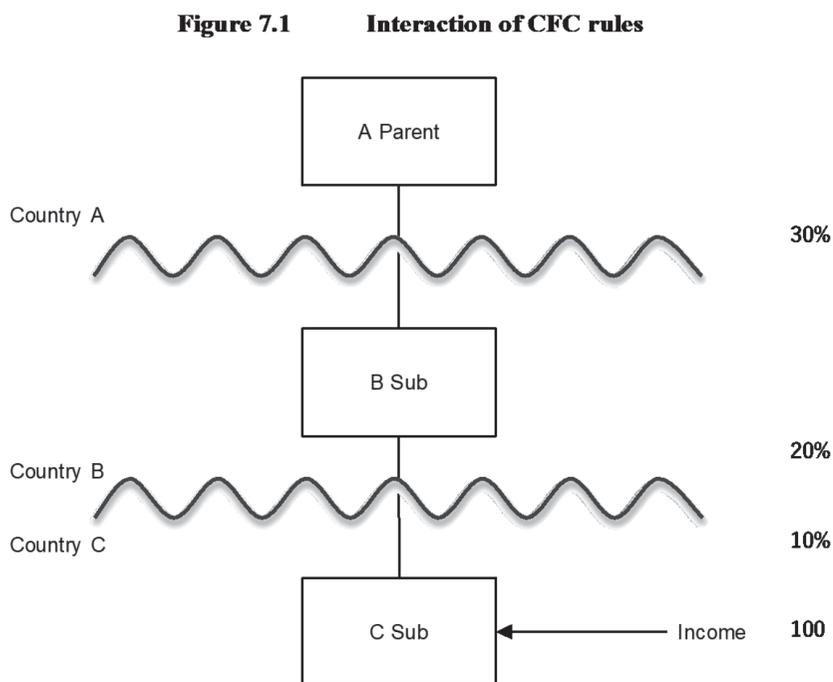
号）。では、CFC間での配当の益金不算入（法令上は控除）や組織再編税制、また、株式譲渡益の非課税（法令上は控除）は、国際的二重課税に対応できるでしょうか。移転価格税制では、相互協議などにより二重課税を取り除く努力がなされてきましたが、CFC税制では、それとは対称的に（といってもいいのでしょうか）、なぜ国際的二重課税が残ってしまうのか、それを取り除くにはどうすればいいのかについて、以下で考えてみることにします。

2 CFC課税の重複による国際的二重課税

2-1. 二重課税排除の方針…源泉地国課税権の優先

Figure7.1は、Action3のFinal Reportにあるものです。

これを見ると、CFC課税による国際的二重



出典：OECD (2015), *Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, Action 3 - 2015 Final Report*, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris, at 67.
右側数字は筆者加筆。

課税がどのようなものが明らかです。この状況は、たとえば、日本法人が米国に頂点親会社のある多国籍企業を買収したような場合に、実際に生じている二重課税です。この図では、A国とB国のいずれにもCFC税制があり、C Subは、A ParentとB SubのCFCとして合算対象になっています。C Subには100の所得があり、他に所得はありません。税率はA国30%、B国20%、C国10%です。この場合、税収は、A国20 (30-10)、B国10 (20-10)、C国10、合計40 (40%) になります。A国もB国も、C国との関係では二重課税を排除しています。C国の課税は、間接外国税額控除の対象だからです。しかし、A国とB国の間では、このメカニズムは働きません。Final Reportは、A国が、B国の課税も税額控除すべきだと提言しています (para. 129)。源泉地国に近い国の課税権を優先させるという考え方で、外国税額控除の原則です。この場合、あるべき税収は、A国10、B国10、C国10、合計30 (30%) になります。また、仮にB国の税率が40%、他は同じとすると、あるべき税収は、A国0、B国30、C国10、合計40 (40%) となります。このためには、A国がB国のCFC課税も外国税額控除の対象とすることが考えられます。

2-2. 間接外国税額控除の方法

では、どうやってA国がB国CFC課税に対する追加的な外国税額控除を認めるのでしょうか。税額控除するのは、形式的にはB国の税額ですが、実質的にはどう考えるべきでしょうか。追加的な税額控除の基礎となる所得は、どの法人のものとするべきでしょうか。

まず注目されるのは、Final Reportの69頁注2の記述です。そこには、この分析 (A国の税収を最初の例では10とすべきこと) は、A国には、税率によるCFC課税の免除がない、または、カットオフ税率が20%超であると前提している、という記述があります。Final Reportの提言は、B SubがA国のCFC課税を受けること

を前提としています。では、B SubがA国のCFC課税を受けるとして、その所得はいくらでしょうか。A国から見れば、C Sub以外には固有の所得はないとしているので、ゼロになります。しかし、B国法人税 (CFC課税を含む) では、100になります。CFCの所得の計算には、日本では、A国の法人税法を適用する方法と、現地の法人税法を適用し、必要な調整を加える方法があり、後者の方法については、現地法人税法のCFC課税を除くような調整は、日本の措置法には設けられていません。その場合、100を二重カウントするようなことになるのでしょうか。いずれにしても、B Subの支払うB国税に対する間接外国税額控除は可能か、が問題となります。

ここで考えられる論理は、A国がB SubにもC SubにもCFC税制、というより、その考え方を適用するというものです。つまり、C Subの所得は、B Subに帰属しているのであって、C Subには帰属していないという見方です。もしそうなら、C Subに対するC国税も、B Subに課されたものと考えられます。さらに、CFC税制は合算課税であり、B SubはC Subの所得を合算されていることから、C SubはB Subの一部分と扱い、合わせて100の所得と20 (後の例では40) の外国税が課されている、として間接外国税額控除をすることはどうでしょうか。いずれにしても、以上は、B Subを間接外国税額控除の対象とするという方向での考え方です。

次に、もうひとつの道として、B Subの支払うB国税は、C Subの所得に課されたものであるから、これをC Subに対する課税と捉え、C Subに対する間接外国税額控除の対象とできないか、という方向が考えられます。現在の日本では、C Subについて間接外国税額控除の対象となる外国税には、C国以外のものも含まれる余地があります。さきほど、CFCの獲得した国内源泉所得に対する二重課税に対して、平成29年度改正による措法66条の7第4項で対応が行われたことに触れましたが、この考え方を拡

張し、CFC課税によって他の国に吸引される所得に対する外国税にまで範囲を広げることになります。

いずれにしても、このタイプの国際的二重課税を排除するためには、CFC課税が、ある法人に生じた所得を別の法人に課税している実体を捉えて、間接外国税額控除の対象とする必要があることとなります。また、以上の考察は、会社単位のCFC課税を考えていますが、取引（所得）単位の場合については、さらに検討が必要となります。

2-3. 実定法の確認

間接外国税額控除の規定である措置法66条の7第1項について、上記の問題意識から、税額控除可能な範囲を確認したいと思います。必要な部分を抜き書きすると、

第六十六条の七 前条第一項各号に掲げる内国法人が、前条……の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、当該外国関係会社の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額……は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額とみなして、同法第六十九条及び地方税法第十二条の規定を適用する。

この規定は、まず、「外国関係会社の所得に対して課される外国法人税」と述べており、この条の4項1・2号（先ほど述べた平成29年度改正で設けられた規定）の「当該外国関係会社に対して課される」のように納税義務者を限定してはいません。このことから、「外国関係会社の所得に対して課される外国法人税」を「C Subの所得に対して課されるB SubのB国法人税」のように読めるか、を問うこととなります。もし外国語に訳すのであれば、ここでの「外国関係会社」と「外国法人税」は複数形か、B

SubとC Subとをまとめてよいかが問題です。

しかし、施行令を見ると、外国税額控除は、外国関係会社ごとに計算するものと考えられており、「C Subの所得に対して課されるB SubのB国法人税」のような読み方は、できないように思われます。措置法66条の7第1項は、「当該外国関係会社の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額」として政令委任をしており、これを受ける措令39条の18第3項は、「外国関係会社につきその適用対象金額を有する事業年度の所得に対して課される外国法人税の額」と規定しています。この中に「C Subに係る適用対象金額を有する事業年度の所得に対して課されるB国法人税の額」を含められるかが問題です。つまり、B Subの間接外国税額控除について、「外国関係会社」をC Subと読めるか、つまり、「その」の被指示語は何かが問題となるわけです。しかし、こう見ると、やはりこの読み方には無理があり、そうすると、B国CFC課税については、二重課税が残ることになります。政令は、法律の委任の範囲を越えて外国税額控除の対象を限定している、という立論はありえますが、法律も国際的二重課税は考えていなかったようにも思えます。

なお、先に取り上げた東京高判平成27年2月25日から、これは判示事項ではないのですが、重要な部分をあげておきます。

これらの規定の文言からすると、我が国の法人税は、上記控除に係る「外国法人税」には当たらないということになる。

しかし、上記外国法人税額の控除の制度の趣旨に照らすと、措置法66条の7の規定が、外国の法令を根拠とするもので、必ずしも我が国の法人税と同一のものとはいえない外国法人税額の控除を認めながら、我が国の法人税額の控除を認めない趣旨のものとするのはできない。同規定が、外国法人税額の控除についてのみ明記しているのは、内国法人

が軽課税国に子会社を設立して経済活動を行い、当該子会社に所得を留保することによって、我が国における税の負担を回避しようとするタックス・ヘイブンについて対策を講じるという制度の設計上、ほとんどの場合、外国法人税額の控除が問題になるからであると解され、上記外国法人税額の控除の制度の趣旨に照らし、同規定は、当該子会社に国内源泉所得が生じ、我が国の法人税が課されることとなるという例外的な場合にも、当然、その法人税額について外国法人税額と同様に扱うことをその内容とするものと解すべきである（いわゆる当然解釈が妥当する。）。（下線は筆者）

なお、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではなく（最高裁平成22年3月2日第三小法廷判決・民集64巻2号420頁参照）、非課税とすべき場合を定める規定（納税者の負担を減免する規定）についてもこれをみだりに拡張解釈すべきものではない（最高裁昭和48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1333頁参照）が、租税法規であるからといって当然解釈がおよそ許されないと解することはできず、措置法66条の7の規定（昭和53年に新設されたもの）については、その規定の趣旨に照らし、上記のとおり解するのが相当である。

下線部は、いわゆる「当然解釈」として、外国税額控除については、日本の租税も外国税に該当すると述べています。

ちなみに、みずほ銀行事件東京高裁判決（東京高判令和4年3月10日金判1649号34頁）は、この事件での合算課税は、「措置法66条の6の趣旨ないしタックス・ヘイブン対策税制の基本的な制度趣旨や理念に反するものであり、正当化できないというほかない」、「課税対象金額は存在しないと解するのが、タックス・ヘイブン

対策税制の基本的な制度及び理念、そして、これを踏まえた措置法66条の6の趣旨に照らして相当であり、これに反する限度で措置法施行令39条の16第1項、2項を本件に適用することはできない」として、納税者の請求を認容しましたが、このような特徴ある判決が出てくるのは、CFC税制の問題を示しているとも思われます²。

3 CFC課税済所得に基づく配当・株式譲渡益に対する課税

3-1. 配当の控除

CFCのCFC税制による課税済所得が、CFCのグループ内で配当され、または、株式譲渡益として実現した場合の二重課税を検討します。ここでは、CFC課税を行った国と、配当・株式譲渡益課税を行う国とが、異なる場合を検討対象に含めます。

まず、配当控除ですが、日本の制度では、二系列があります。平成21年度改正で導入された外国子会社配当益金不算入制度に対応して設けられた規定と、それまでから存在したCFC課税の重複を避けるためのものです。

まず、第一の系列について、法令を確認します。法律は、措置法66条の6第2項4号です。

四 適用対象金額 特定外国関係会社又は対象外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、……調整を加えた金額をいう。

この規定が定める適用対象金額とは、CFC課税の対象となるCFCの所得の金額です。これを受ける政令は、措置法施行令39条の15第1項4号（およびこれを引用する同条2項17号）

² なお、最高裁は、11月6日に、納税者を敗訴させる判決を下した。

です。関連部分を抜き書きします。

四 当該各事業年度において子会社（他の法人の発行済株式等のうちに当該外国関係会社が保有しているその株式等の数若しくは金額の占める割合又は当該他の法人の発行済株式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当該外国関係会社が保有している当該株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分の二十五以上であり、かつ、その状態が当該外国関係会社が当該他の法人から受ける法人税法第二十三条第一項第一号及び第二号に掲げる金額（同法第二十四条第一項の規定の例によるものとした場合にこれらの号に掲げる金額とみなされる金額に相当する金額を含む。）の支払義務が確定する日以前六月以上継続している場合の当該他の法人をいう。）から受ける配当等の額（その受ける配当等の額の全部又は一部が当該子会社の本店所在地国の法令において当該子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている配当等の額に該当する場合におけるその受ける配当等の額を除く。）

適用対象金額の計算では、この金額が控除されます（実質的には益金不算入）。法人税法の外国子会社配当益金不算入（法人税法23条の2）に相当する規定です。当然のことながら、この配当には、外国のCFC課税を受けていたCFCからの利益の配当が含まれますので、この限りでは、CFC課税の二重課税が防止されます。

むしろ、懸念されるのは、二重非課税です。この二重非課税は、最初に述べたように、外国子会社配当益金不算入制度では対応できず、CFC税制の方に投げられたものです。すなわち、この規定による配当控除は、配当原資に対する日本や外国による課税の有無を見ていません（法人税法での外国子会社配当益金不算入と同様、見ているのは、配当損金算入の有無）。軽課税国のCFCで、日本または外国のCFC課税

がなかったような配当であっても、要件を満たせば、やはり控除の対象となります。国際的・二重非課税がある範囲では残ってしまう、というより、事業実態があつて部分合算の対象になれば、二重非課税が生じてよい、というのが、平成21年改正後のCFC税制だと思います。これは、Pillar2と決定的に異なるポイントです。ただし、現在のPillar2には、まだ二重非課税が残る部分はあります。

次に、第二の系列、すなわち、外国子会社配当益金不算入制度とは別に、CFC課税の重複を避けるための規定として、「控除対象配当等の額」（措令39条の15第3項）があります。この規定は、平成21年改正前から存在していましたが、改正後は、基本的には、第一の系列として説明した配当控除の制度で控除できなかったものを扱う、言い換えれば、第一の系列として説明した配当控除に加えて、これから説明する第二の系列の配当が控除できる、という構造になっています。

内容を見ましょう。措置法施行令39条の15第3項の規定は、1～4号から成っています。まず、1号です。

一 当該外国関係会社が当該各事業年度において当該内国法人に係る他の外国関係会社（第一項第四号に規定する子会社に該当するものを除く。以下この号及び次号において「他の外国関係会社」という。）から受ける配当等の額が当該他の外国関係会社の当該配当等の額の支払に係る基準日の属する事業年度（以下この項において「基準事業年度」という。）の配当可能金額のうち当該外国関係会社の出資対応配当可能金額を超えない場合であつて、当該基準事業年度が法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額（以下この節において「課税対象金額」という。）の生ずる事業年度である場合 当該配当等の額

この控除の対象となる配当をする法人は、「他

の外国関係会社」であり、それは、「第一項第四号に規定する子会社に該当するものを除く。」、つまり、上記で第一の系列として説明した外国子会社配当益金不算入制度に基づくものは排除されています。たとえば、6箇月の継続保有要件が満たせない子会社は、「第一項第四号に規定する子会社」には該当しないので、「除く。」ことにはならない、そうすると、「他の外国関係会社」に該当して、こちら（措令39条の15第3項1号）の対象になります。もうひとつは、対象は「他の外国関係会社」であって、「他の外国子会社」とは書かれていないということです。つまり、持分が10%しかない外国関係会社や持分はないが実質支配をしている外国関係会社も、「第一項第四号に規定する子会社」には該当しないので、この規定による配当控除の対象となります。

「配当可能金額」については、この政令の4項に定義があります。これも、簡略化して引用します。

一 配当可能金額 外国関係会社の各事業年度の適用対象金額に当該適用対象金額に係るイからハまでに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該適用対象金額に係るニ及びホに掲げる金額の合計額を控除した残額をいう。

イ 第一項（第四号に係る部分に限る。）……の規定により控除される第一項第四号に掲げる金額

ロ 前項の規定により控除される同項に規定する控除対象配当等の額

ハ 略（移転価格税制に関する調整）

ニ 当該各事業年度の剰余金の処分により支出される金額（法人所得税の額及び配当等の額を除く。）

ホ 当該各事業年度の費用として支出された金額（法人所得税の額及び配当等の額を除く。）のうち第一項若しくは第二項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入され

なかつたため又は同項の規定により所得の金額に加算されたため当該各事業年度の適用対象金額に含まれた金額

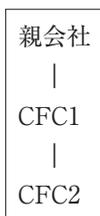
つまり、上記で引用した「適用対象金額」（CFC課税の対象となるCFCの所得金額）に、第一の系列として上記で述べた規定（「イ」の部分）により当該CFCが受取配当として控除された金額と、第二の系列である施行令39条の15第3項の規定（「ロ」の部分）により当該CFCが受取配当として控除された金額とを加算、つまり、控除されなかったことにします。そして、そこから、剰余金の処分と損金不算入の支出の金額を減算することになります。この減算は、処分や支出があった以上、配当はできないから、配当可能金額にはなり得ないという、それだけの理由によると思うのですが、もう少し見てみましょう。

まず、剰余金の処分に関する「ニ」を見ます。ここでの「剰余金の処分」は、「配当等の額を除く」ものですので、たとえば、持分の保有ではなく、実質支配により「他の外国関係会社」となっているCFCから、利益の分配や資本の払戻しを受ける場合が考えられます。株主たる地位に基づかないものは、法人税法上の「配当等」ではないので、受取側では通常の課税を受け、支払側では損金算入できないと思われます。そして、配当可能金額を減算するので、その枠を使って受取側で非課税となる配当をすることはできないことになります。次の「ホ」も、法人税では「その他流出」とされているのもので、同様に、支払側で損金算入不可となるものです。

ではここで、国際的二重課税との関係で、2点指摘します。ひとつは、「ニ」の括弧書で減額されないことになる「法人所得税の額」です。この額には、外国の法人税が含まれます（措令39条の15第1項2号括弧書）。法人所得税の額（支払った税額ではなく、「課される税」）は、適用対象金額の計算でいったん控除されますが（同項1号に損金算入否認規定がない。）、直ち

に加算されるので（同項2号）、適用対象金額に含まれます。そして、「ニ」の括弧書で、減算はないということになります。この結果、利益のうち、外国に納税することになる部分は、配当可能金額から減算はしない、したがって、その分、受取側で控除されるCFCからの配当の額が増加することになります。ただし、この「法人所得税の額」は、当該CFCに課されたものです。その親会社が所在地国で受けたCFC課税の税額で当該CFCに係るものは、含まれません。

もうひとつは、より重要な点で、ひとつ前の枠囲みで引用した措置法施行令39条の15第3項1号が控除のために求めている「課税対象金額の生ずる事業年度」に行われた配当という要件です。ここでは具体的に、日本法人がM&AによりCFCのグループを買収した場合を考えます。一番単純な例として、完全子会社としたCFC1があり、その直下を買収前から完全子会社CFC2があって、CFC2は既に他の国のCFC税制による課税を受けて課税済みの所得を留保していたが、買収後、それをCFC1に配当した場合を想定します。



この例では、CFC1とCFC2との間には完全支配関係がありますから、普通に考えれば、第一の系列による控除が受けられそうです。第一の系列による控除では、配当原資が日本のCFC課税を受けていたか否かは問題になりません。したがって、この控除が受けられるのであれば、CFC2の買収前の留保利益からの配当も、受取側（CFC1）に対する日本のCFC課税では非課税となります。しかし、ここでは、たとえば株式継続保有要件が満たせないといった

事情があって、それが使えない場合を想定しましょう。そうすると、CFC2は、「第一項第四号に規定する子会社に該当するものを除く」外国関係会社になり、第二の系列の適用可能性が出てきます。

措置法施行令39条の15第3項1号の要件は、あくまでも配当の行われた年度に課税対象金額が生じていることを求めているのであって、その原資が基準事業年度のCFC課税の対象となった所得であることまでは要求していません。ただし、「配当可能金額のうち当該外国関係会社の出資対応配当可能金額を超えない場合」という限定があります。CFC2はCFC1の完全子会社ですので、CFC1の出資対応配当可能金額=CFC2の配当可能金額になります。そうすると、この規定で控除できるのは、この配当可能金額、おおまかには、日本のCFC課税を受けた金額（適用対象金額）まで、となります。これを超える部分については、次の2号に規定があります。適宜抜き書きします。

二 ……を超える場合 当該他の外国関係会社の基準事業年度以前の各事業年度の出資対応配当可能金額をそれぞれ最も新しい事業年度のものから順次当該配当等の額に充てるものとして当該配当等の額を当該各事業年度の出資対応配当可能金額に応じそれぞれの事業年度ごとに区分した場合において、課税対象金額の生ずる事業年度の出資対応配当可能金額から充てるものとされた配当等の額の合計額

問題としているのは、買収前に生じたCFC2の留保利益からの配当です。CFC2には、買収前（日本法人の関係外国会社となる前）にも各事業年度があり、また、配当可能金額の計算も可能です。しかし、「課税対象金額の生ずる事業年度」は、日本の課税のことですので、買収後になります。そうすると、買収前の留保利益は、控除される配当の原資としては、使えない

こととなります。したがって、タックス・プランニングとしては、時機を待って、CFC2が第一の系列の控除ができる外国関係会社となつてから、配当をすることになります。これは、国際的³二重課税を避けるための正当なプランニングです。

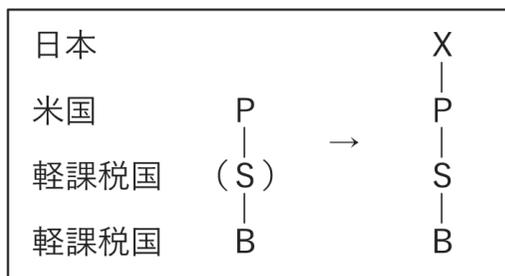
以上の検討から、日本のCFC課税の配当控除に関する規定には、外国子会社配当益金不算入制度の持つ二重非課税の可能性と、CFC課税の重複による国際的³二重課税の可能性のどちらもが存在することが分かります。そして、二重課税については、納税者の工夫で避けられる場合があることも分かりました。

3-2. 配当等の概念と法人性

日本は、みなし配当という外国にはない制度をもつため、外国会社が支払う配当が日本の租税法上の配当に該当するかどうか、また、資本の払戻しや自己株式の取得で、配当と株式譲渡損益がどのように生じるかについての判断が、特に買収直後には難しいと考えられます。出資や配当、組織再編成など、株主と法人との固有な取引をどのように規律するかは、法人税の最も重要な部分として、それぞれの国がその国のやり方で行っており、同種の問題は、外国でも生じていると思われま³す。また、買収後に、その国のCFC税制などに応じて企業グループを整理する（Post-Merger Integration, PMI）の要望もあると思われま³す。この点は、後に述べま³す。こうしたことから、イギリスでは、買収後12ヶ月、CFC税制の適用を猶予する制度が設けられていま³す。

配当等を支払う法主体（外国関係会社）の法人性、つまり、その主体が日本で法人と扱われるか否かの問題もあります。配当控除の対象となるのは、配当等です。そもそも配当等に該当しなければ、控除の対象にはなりません。です

から、パートナーシップや信託などのパス・スルー組織体から利益の支払いを受けたとき、これを非課税とすることを直接定めた規定はありません。非課税を主張するには、日本にパス・スルー税制が存在しないことから、法人税法11条（実質所得者課税の原則）や12条（受益者信託）の規定に基づく議論が必要になります。そして、その場面で、平成30年度改正で設けられた企業集団等所得課税規定（措令39条の15第6項）の3号がどう作用するかも問題となります。そのような例として次のものを掲げましたので、これで考えてみましょう。



米国親会社Pは、米国民法上の信託であるSと、その下にある子会社Bを有しており、Sは米国課税上、チェック・ザ・ボックス規則により透明扱いを受けているものとしま³す。したがって、米国CFC課税はB+Sの所得に適用されてきたことになりま³す。なお、この例では、米国CFC課税を受けているとしていま³すが、Sを透明にしてBを一体化することで、事業要件等を充足して米国CFC課税を避けることが、しばしば行われていま³す。

内国法人Xは、Pグループを買収し、その直後、SからPに信託収益が分配されたとしま³す。Pは特定外国関係会社に該当するものとしま³す。PがSから受け取った金員は、日本の外国子会社合算課税制度の適用対象金額に算入されるか

³ 英国内国歳入庁INTM224100参照。

<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/international-manual/intm224100>

⁴ 増井良啓「米国両議院税制委員会の所得移転事例研究を読む」租税研究734号252頁（2010年）参照。

否かが、ここでの問題です。Pは、米国法人ですが、日本のCFC課税の対象であるとします。この信託収益の分配が、日本のCFC課税の対象に算入されない、されるの両方の立場を考えましょう。

第一の考え方は、課税がないという結論です。まず、Sは日本でも信託であるから、法人税法12条が適用され、信託収益は、買取得前に既にPに帰属している、したがって、信託収益の分配は非課税となります。信託収益が、既にPに帰属していたからです。次に、仮にSが信託に該当しないのであれば、実質所得者課税の原則（税法11条）を根拠に、やはりBが所得を獲得した時点で、既にPに帰属していたと考えることができます。ですので、この場合も、分配は非課税といえます。

第二の考え方は、課税があるという結論です。まず、かなり荒っぽい議論ですが、双輝汽船事件(最判平成19年9月28日民集61巻6号2486頁)（CFC課税を受ける子会社の損失は、親会社に帰属しないとされた判決）の趣旨から、CFC税制の対象については、実質所得者課税の原則の適用はないと考えます。CFC税制が実質所得者課税の原則を全面的に上書きしていると考えられるわけです。次に、仮にSが権利義務の帰属主体であるなら、法人税法上の法人であるから、分配は配当ではあるのですが、この配当は、以下の要件を満たさず、控除不可となります。すなわち、第一の系列の配当控除については保有期間6ヶ月の要件を満たさない、第二の系列の配当控除についても上記の「課税対象金額の生ずる事業年度」の要件が（おそらく）満たさない、ということになります。

さらに、この場面での企業集団等所得課税規定の第3号の作用を検討しましょう。

三 外国法人の所得を当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱うこととする当該外国法人の本店所在地国の法令の規定

企業集団課税規定は、措置法施行令39条の15（適用対象金額の計算）の第2項（CFCの所得計算を日本の租税法ではなく、本店所在地国の法人所得税に関する法令に従って行うことを認め、その場合に行うべき調整について規定している規定）、39条の17の2（外国関係会社に係る租税負担割合の計算）の2項1号イ（法人所得税がある国のCFCについて本店所在地国の外国法人税に関する法令により税負担率を計算方法の規定）、および、外国税額控除に関する39条の18（外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）などにおいて言及されており、本店所在地国にそのような規定があった場合には、その適用が排除されます。なお、企業集団課税規定の1項はCFCの所在地国の連結納税、2項はそれ以外の国の連結納税制度にCFCが含まれてしまう場合を規定しています。この2項は、外国のCFC税制も含むのではないかと思うのですが、財務省の解説はもちろん、解説書などにも、そのような記述は見当たりません。

設例に戻って、ここでの企業集団等所得課税規定は、米国のチェックザボックス規則になりますので、この信託がたとえば事業信託（Business Trust）として米国租税法で法人と扱われるのであれば、日本でも法人となる、というわけです。

ここには、2つの問題があります。第一に、この第3号は、「当該外国法人の本店所在地国の法令の規定」としています。信託に「本店」は観念しにくいのですが、事業信託のようなもので管理支配の拠点が軽課税国にあるとすると、準拠法は米国ではなく、その軽課税国になります。そうすると、米国でチェックザボックス規則の適用を受けていたとしても、関係ないことになります。しかし、そうではなく、組織体が基づく組織法を提供した国、つまり米国となる可能性もあるかもしれません。Sという信託は、米国法上の契約だから、米国において存在するが、軽課税国にそのような組織がなければ、軽

課税国には（法的には）存在しないといった論理です。

第二に、より深い問題ですが、米国のように民事法に基づかずに組織体の分類（entity classification）をしている国について、この規定がどう作用するのかが問われると思われまます。米国では、租税法上は、チェックザボックス規則の適用を外したとき、事業信託は法人扱いですが、日本のCFC税制として、それをそのまま受け容れるのか、つまり、そうすることが企業集団等所得課税規定3号を設けたことの意味なのか、それとも、米国法上の事業信託について、LPS事件のような法人性の審査をするのか、ということです。しかし、もし後者だとすると、では、何のために企業集団等所得課税規定3号があるのか、また、信託税制との関係はどうなるのか、という、かなり厄介な問題が出てきそうです。

それから、第二の考え方として述べた以上のこととは別に（以上が成り立たないとしても）、Sが日本法上の信託に該当することの主張立証は困難かもしれません。つまり、何を立証すれば、日本の信託になるのかよく分からないわけです。そうすると、SからPが受け取った金銭は、Pの何らかの収益であり、控除または非課税とする規定はないので、課税の対象となるとされる恐れがあります。

それから、企業集団等所得課税規定3号は、ハイブリッド・ミスマッチを拡大する方向に働かないか、と懸念されます。米国CFC課税では透明扱いされているものを、日本のCFC課税では法人扱いする（ことがある）というわけです。この規定は、もともとは、米国国内において、倒産隔離等のために挿入された子会社がチェック・ザ・ボックス規則により透明扱いされている場合について、税負担率の計算の場面を考えて設けられた規定だと思のですが、この例のように、軽課税国に、米国など当該軽課税国以外の法域の組織法に基づく組織体が存在する場合、この3号が関係するのかわからない

かを含めて、議論の余地があるとともに、双輝汽船事件判決が残した問題、というより、日本のCFC税制を所得の帰属に関する規定と見るのかどうかといった、かなり根本的な問題が表出するように思われます。企業集団等所得課税規定3号については、さらに検討が必要です。

4 組織再編成による二重課税の防止

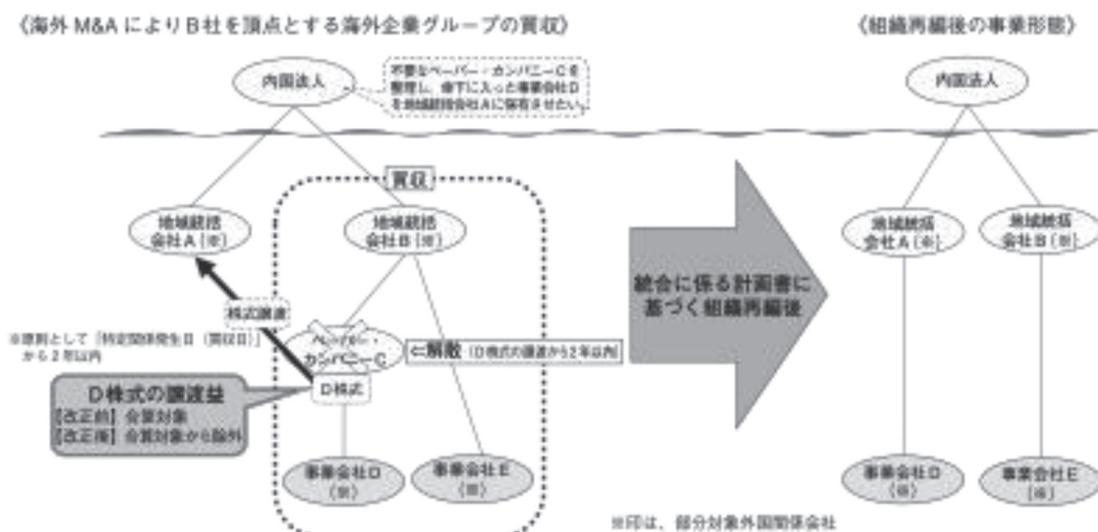
4-1. 特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡利益額の控除（免税特例）

特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡利益額の控除（免税特例）（措令39条の15第1項5号、2項18号）の制度は、平成30年度改正で導入されたものです。目的は、買収後に保有することになった「ペーパー・カンパニー等」（特定外国関係会社または対象外国関係会社）の整理（PMI）の促進にあるとされています。この制度による譲渡益の控除、すなわち非課税ですが、その対象となるのは、次の譲渡（「特定譲渡」）です。

- ①譲渡人は、特定外国関係会社または対象外国関係会社
- ②譲渡物は、一定の部分対象外国関係会社（「特定部分対象外国関係会社」）の株式
- ③譲受人は、CFC課税を受ける内国法人（親法人）またはその部分合算対象外国関係会社

これらに加えて、その譲渡が特定関係発生日（過半数支配の開始日、通常は買収の日）から2年以内に行われ、譲渡の主体が清算中若しくは2年以内の解散が見込まれること、または、非関連者によるペーパー・カンパニー等の株式等の全部取得が見込まれること、株式譲渡の目的、基本方針などの計画書を提出すること、といった要件が課されています。

しかし、その中で注目されるのは、部分対象外国関係会社（譲渡される株式の発行人）のみなし配当事由（合併、分割型分割、解散による残余財産の分配など）により金銭その他資産



出所：財務省「平成30年度税制改正の解説」684頁

の交付を受けた譲渡でないこと（受ける主体は譲渡人と解されます。）という要件（「特定事由非該当要件」）です（同条1項5号ホ）。あらかじめ注意しておきたいのは、ここで挙げられているみなし配当事由としての合併や分割は、外国法に基づくものにならざるを得ないことです。これまで、外国法上の合併などへの組織再編税制の適用が議論されてきましたが⁵、この特例は、みなし配当事由として、この問題をさらりと片付けています。つまり、外国法に基づく合併などの組織行為は、日本の法人課税でも合併などとして扱うというわけです。そうすると、それらは、適格要件を充足すれば、適格組織再編成になるはずで、このことは、適格現物分配についてはそのように扱わないことがわざわざ規定されていること（措令39条の15第1項1号第1括弧書による法人税法62条の5第3～6項の除外）からもいえると思います。なお、適格現物分配については、定義規定で、現物分配法人は内国法人に限られています（法法2条12

号の15）。それから、たとえば米国のC型組織再編成や取得D型組織再編成⁶で、米国の会社法上は合併に該当しないものが、日本の法人税法上の合併に該当するかどうかなど、法人税法上の組織行為の概念については、議論の余地があると思われます。

この免税特例がどのような場合を想定しているかについて、財務省の資料を掲げます。

この図では、DとEが事業会社（部分対象外国関係会社）、Cが「ペーパー・カンパニー」（特定外国関係会社または対象外国関係会社）、AとBが地域統括会社（部分対象外国関係会社）になっています。D株の譲渡によりDをAの子会社にしてから、Cを清算するというシナリオです。この場合に、D株の譲渡益を非課税にするというわけです。もちろん、AにおけるD株取得価額は、時価にステップアップします。

CFC課税の国際的三重課税の観点から見ると、非課税となるD株の譲渡益の元になっているのは、Dの有する留保利益です。Dの所得が

⁵ 検討として、たとえば、日本公認会計士協会「組織再編税制の国際的側面について」租税調査会研究報告第10号（2003年）、租税研究協会 国際的組織再編等課税問題検討会「外国における組織再編成に係る我が国租税法上の取扱いについて」租税研究753号65頁（2012年）がある。
⁶ IRC § 368 (a) (1) (C), (D).

買収前の頂点親会社の所在地国のCFC課税の対象となっていたとすると、この免除特例により、さらに日本のCFC課税を受けることが避けられます。

なお、既に触れましたが、部分対象外国関係会社については、25%以上の持分のある法人の株式の譲渡益がCFC課税の対象から除外されています（措法66条6第6項4号）。ですので、順番を変えて、C株を譲渡してCをAの子会社にしてからCを解散するとか、あるいは、Cを解散してBがD株の清算分配を受けてから、そのD株をAに譲渡する、というシナリオでも、前者でのC株、後者でのD株の譲渡については非課税になります。

次の段階として、Cに関する免税特例の要件があります。すなわち、① Cが清算中であるか、② 解散をするか、③ C株式の全部が非関連者に譲渡されることが必要です。いずれの場合にも、せっかくCが非課税で取得したD株譲渡対価ですから、さらに課税を受けずに親会社まで戻してくることが目標となります。順番は前後しますが、③については、Bは部分対象外国関係会社ですので、C株式の譲渡益は非課税です。①と②については、残余財産の分配に対する課税関係がCとBに生じます。このうち、Cについては、完全親会社への分配ですので適格現物分配になりそうですが、前述のように適格にはなりません。ただし、このシナリオの限りでは、CはD株譲渡対価を現金で得ているので、含み損益の課税は問題になりません。Bについては、みなし配当課税が生じます。これはCの解散によるものですので、上記の特定事由非該当要件とは関係がありません（対象となるのはDのみなし配当事由）。Bにおいて、配当とみなされた部分は、持分25%以上の子会社からの配当ですので非課税、株式譲渡益とされる部分も同様に非課税です。CがBとの合併により解散する場合は、わざわざ金銭を交付するなどが無い限り、適格合併となって課税関係は生じません。

4-2. 組織再編成と二重（三重）課税排除の可能性

上記の例で、地域統括会社とされているBの所在地国（B国）がCFC税制を有しているとしましょう。ペーパー・カンパニー（C）や事業法人（D）の所得が、B国のCFC課税（留保利益に課されていた買収前のものを含む。）と、買収後の日本のCFC課税の二重課税を受けることを、どこまで防止できるかの検討をします。Dには留保利益（B国CFC課税の課税済み）があり、これを反映する含み益がCの有するD株に生じているとします。上記「2 CFC課税の重複による国際的二重課税」で検討したように、買収後にB国のCFC課税を受けてしまうと、二重課税の排除は、ほぼ不可能です。この点で、Cを解散整理してグループを事業会社だけにしておくことは、買収後のB国CFC課税を防ぐためにも必要です（ただし、これは、B国のCFC税制が日本に類似する場合のことで、もし取引アプローチに基づくものであれば、そうとは言い切れないことに注意が必要です）。ここでは、この例のようにCを解散してグループ構造を整理することが、日本だけでなく、B国のCFC課税をなるべく受けない方向に沿うものと考え、できあがりは、この例と同じものを目指します。その場合、免税特例は、金銭対価の譲渡が念頭にあるようですが、金銭が動くとも外国で課税を受ける可能性が高まりますので、法人組織行為により、お金の使わない（金銭を対価としない）方法を考える必要があります。

その方法をあらかじめ整理します。まず、順番として、①DをCの子会社の状態で解散し、Dの事業を受け入れたCを法人として移転する方法と、②Dの事業（資産負債）または③D株式をAに移転し、Cを解散する方法が考えられます。次に、法人組織行為への課税から、α) 資産（事業）の移転への課税と、β) 法人（株式）の移転への課税があります。α) では、みなし配当課税が問題となります。

①のDの解散には、合併ではない解散と合併

による解散があります。合併ではない解散として残余財産の分配を行うと、金銭その他資産の交付が生じます。残余財産の分配には、合併などとは異なり、適格資産や非適格資産のような概念がありません。適格か非適格かは、完全支配関係の有無で決まります。このケースでは、CはDを完全支配していますが、前述のようにDは外国法人ですから適格現物分配にはならないので、Dには分配資産の譲渡損益への課税、Cにはみなし配当課税と株式譲渡損益課税が生じます。Cに対する株式譲渡損益課税については、DからCに残余財産として金銭等が交付されるので、免税特例の適用はありません。Cのみなし配当となる部分は、25%以上の持分があるので、控除（非課税）されます。以上で、日本の課税が2回生じます。ただし、Cが分配を受けたD資産の取得価額は時価になります。これに加えて、B国のCFC課税があり得ますので、これを加えると3回の課税になります。

Dの解散をCによる吸収合併として行う場合、Cの有するD株は抱合株式ですので、譲渡損益は計上されず（法法61条の2第3項）、資本金等の額に増減する処理が行われます（法令8条1項5号）。つまり、CのDに対して行っていた投資の簿価が失われることになります。これは、抱合株式に対する法人税法の通常の処理で、合併の適格・非適格を問いません。ですので、合併については、上記の例では、免税特例は関係がないことになります。なお、この合併は通常、適格となるので、その時点での課税はありませんが、Dにあった資産の簿価が引き継がれます。

以上のいずれでも、CはDの事業を受け入れているので、もはやペーパーカンパニーではなく、部分対象外国関係会社になると思われます。BがAに対してCの株式を譲渡する場合には、前述したようにBに対する日本のCFC課税はありません（措法66条の6第6項4号）。Aが取得したC株式の取得価額は時価となります。なお、BによるC株式の譲渡に対して、B国による課税（CFC課税ではありません。）の可能性

はあります。これを、日本が間接外国税額控除（措法66条の7）できるかどうかは、Bに課税対象金額が生じているかなどの場合によります。

②のDの事業（資産負債）をAに移転する方法として、AがDを吸収合併することが考えられます。合併対価は、法人グループの形を維持するために、内国法人株式を使う三角合併になると思われます。AとDの間には同一の者（内国法人）による完全支配関係があるので、通常は適格になり、課税はありませんが、AはDの資産を簿価で受け入れます。その後、BはCを解散し、AはD事業を子会社として分社化します。Cの解散によりBに生じるみなし配当およびC株譲渡益に対する日本のCFC課税はありません。しかし、解散するCの保有資産の含み損益に対するCFC課税はあります。Aが行う分社化については、適格現物出資または適格分社型分割となって、課税はありません。

ここまでの方法では、Dに対して、 α の課税（資産移転への課税）が問題となり、Dには潜在的にみなし配当事由が生じていました。なお、Dの分割型分割は、検討不要と思われます。

以下は、 β の課税（D株式の移転への課税）が問題となる方法です。

③のD株式をAに移転する方法として、まず、CがD株をAに対して現物出資することが考えられます。CとAは外国法人ですので、このときの適格要件は複雑です（法法2条12号の14）。しかも、三角型の適格現物出資はないので、Cが対価としてA株を受け取ると、グループの構造が崩れます。いうまでもなく現物出資も譲渡ですので、むしろ、非適格にして免税特例を使った方が、D株が時価にステップアップするので有利になります。非適格でよいのであれば、Aが交付する対価を親会社（日本法人）株式とすれば、グループの構造を保つことができます（この取引は、現物出資とはいわないと思いますが）。そして、この後、Cを解散することになりますが、このときの残余財産の分配は適格にはできず、Cへの課税の可能性がります。

現物分配を受けるBについては、25%以上の持分がありますので、みなし配当も株式譲渡益も非課税になると思われます。もちろん、いずれの取引段階についてもB国の課税は考えられません。

D株をAに移転する方法として、次に、Cの分社型吸収分割によることが考えられます。この分割は、三角型が可能であり、AとCの間には同一の者（内国法人）による完全支配関係があるので、通常は適格となります。ただし、AのD株取得価額は、Cにおける簿価を引き継ぎます。また、Cが対価として受け入れる内国法人株式の取得価額も、それまでのD株取得価額です（法令119条1項7号）。この結果、D株含み益は二重化され、将来の課税の可能性が二重になります。含み益の二重化には注意が必要です。なお、この取引は、Cの分割型吸収分割としても、ほぼ同じです。分割の日のうちにBが対価株式の交付を受けることになるだけです。

分割移転割合を1とする分割型吸収分割、つまり、CをAが吸収合併することも考えられます。これも、内国法人株式を対価とする三角合併となり、通常は適格です。適格にはなりますが、D株式は簿価で移転します。合併に似た方法として、Cの分割型分割により、AがD株を取得することも考えられます。この場合も、対価を内国親法人株式とする三角型適格合併になりますので、この時点では課税関係は生じませんが、D株は簿価で移転します。Bが対価として得る内国法人株式の取得価額は、BにおけるC株取得価額になります。D株含み益は、C株含み益ともなっているはずなので、そうだとすると、含み益の二重化が起こります。

株式交換により、AがDを取得することも考えられます。この場合も対価は内国法人株式（三角株式型交換）になり、通常は適格です（適格でなければ、Dの時価評価課税があります。）。適格とすると、D株は簿価で移転し、Aにおける取得価額となります（法令119条1項10号イ）。また、Cが対価として受け取った内国法人株式

の取得価額は、それまで保有していたD株の取得価額になります（法令119条1項9号）。つまり、D株含み益がCに残ります。この結果、D株含み益は二重化されます。株式交付は、不完全な株式交換ともいえますが、交付する株式を完全親会社株とする三角型にはできないので、検討の必要はないと思われます。

以上のようにβ)の場面を見ると、基本的にはD株の現物出資と見られますが、分割型分割や合併では、Cの資産の移転としての課税関係が生じています。いずれにしても、移転は適格となり、その時には課税がありませんが、D株含み益が二重化される問題が生じます。また、B国のCFC課税やBに対する課税により、さらに課税を受ける可能性に注意すべきです。最悪の場合、二重化された含み益に対して日本が課税をし、さらにB国税が加わることがあり得ます。

5 おわりに

本日の報告では、CFC税制の国際的な重複による二重課税について検討をし、現在の制度では、その排除が極めて困難であることを、様々な場面で説明できたと思います。特に懸念されるのは、CFCを含む外国の法人グループを買収した後も、外国のCFC課税を受け続けるという状況であり、その解消については、特定外国関係会社と対象外国関係会社に認められた免税特例、部分対象外国関係会社に認められた一定の株式の譲渡益の非課税、そして、組織再編税制を活用することになります。適格組織再編では、その時は課税がありませんが、含み益が二重化することに注意が必要です。

また、多くの場合、既に外国のCFC課税を受けている留保利益が買収したCFCに存在し、さらにその留保利益が、株式含み益の形で上位のCFCにもある、いわば多重化していることが考えられ、これをどのようにして、二重課税、三重課税を受けないように、日本の親会社に還

流するかが重要です。配当やみなし配当については、2つの系列の配当控除がありますので、その要件をよく検討する必要があります。

この配当控除に関しては、配当とは何か、延いては、法人とは何かの問題があり、外国でパス・スルー組織体と扱われている事業体に対する企業集団等所得課税規定第3号の作用がどうなるのかが課題として残されています。そして、その背後では、所得の帰属に関する法人税法11条がCFC税制によって（どこまで）上書きされているのか、さらに、信託所得の帰属に関する同法12条についてはどうか、といった問題が控えています。

CFC税制と所得の帰属の関係について申し上げますと、CFC税制は、かつては課税繰延べの防止で説明され、その趣旨で組み立てられていました。これを、平成21年改正以後においてどのように見るのか、現在のCFC税制は、所得の帰属に関するルール（多数説だと思います）と見てよいのかが問われています。もしそうなら、個人に対するCFC課税も同じなのかという問題に加えて、法人についても、たとえば、部分対象外国関係会社が課税を受ける項目が列挙されていますが（措法66条の6第6項）、これらが課税を受けることは、帰属、少なくとも

も、課税要件論における帰属の問題として説明できるのか、とりわけ、同項11号に規定された形式上は積極的所得であるものについても、ある計算で算出されたその一部だけが日本に帰属する、と説明できるのかが、厳しく問われます。

視野を広げて、CFC課税とPillar2との関係、役割分担についても、検討が必要かもしれません。Pillar2がまだ影も形もなかった頃、Action3 Final Reportが、（抽象的に）BEPSリスクが認められるという理由で、合算項目に入れる検討を勧告し、日本もそれに従ったものがあります。今述べた6項11号の所得もそうです。これらは積極的所得ですが、BEPSリスクのある所得が紛れ込んでいる可能性がある、ということで合算対象とされたのだと思います。しかし、このようなBEPSの抽象的危険については、今日では、ミニマム・タックスとしてのPillar2で対応すべきであり、それで十分ではないかと考えられます。

最後に、CFC税制については、それぞれの法人グループに合わせた丁寧なプランニングが必要であり、そのためには、高度の専門的知見が要求されることを述べて、閉じさせていただきたいと思います。ご静聴をありがとうございました。